

公表用

重要文化財高知城耐震対策事業 基本計画

令和8年9月
高知県



本丸 北東より見る



追手門 南東より見る

目 次

第1章 計画の概要

- 1. 計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2. 文化財の名称等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3. 計画の要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2章 修理方針

- 1. 各部の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2. 各建造物の修理方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3. 修理の優先順位とエリア区分・・・・・・・・・・・・ 10

第3章 耐震診断方針

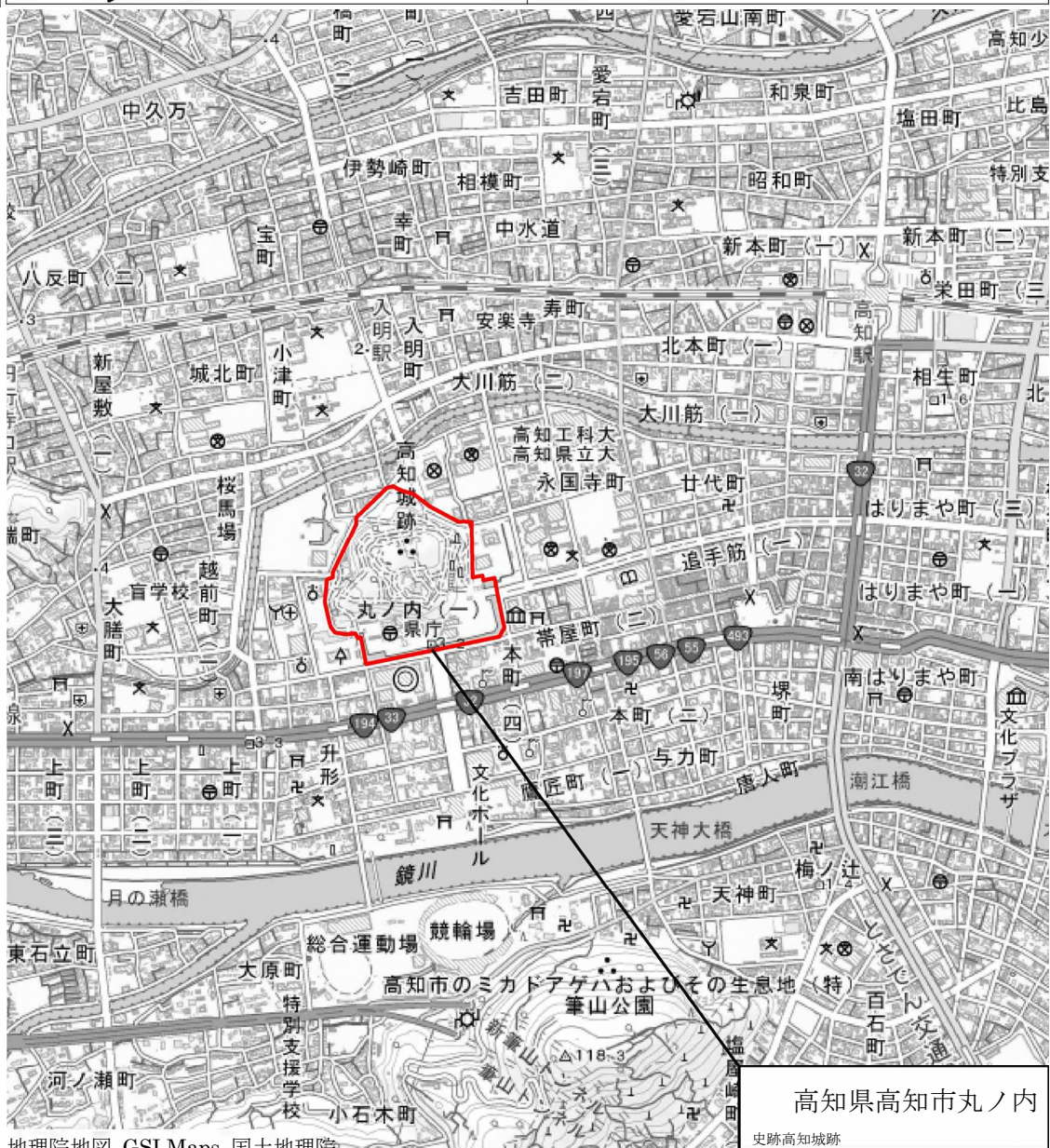
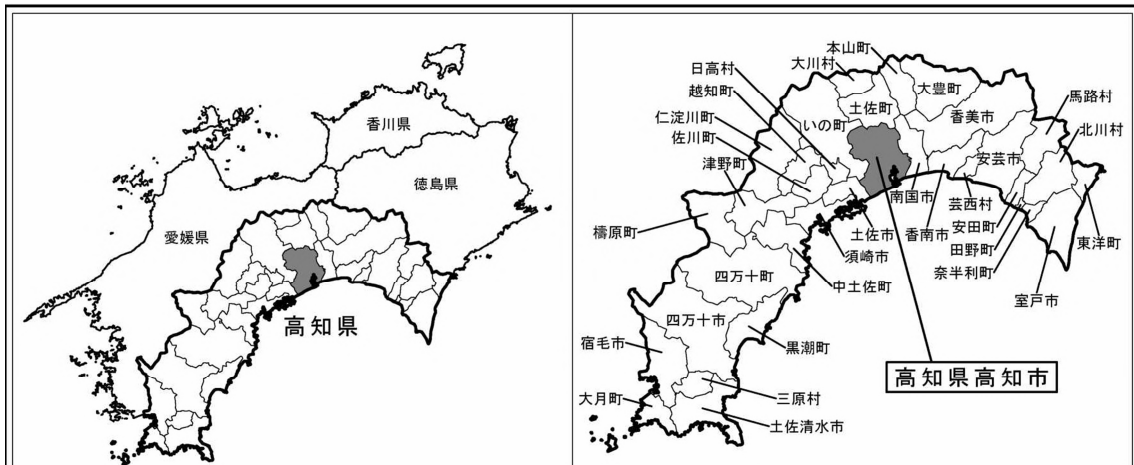
- 1. 耐震診断の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2. 現地調査計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3. 地盤調査計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第4章 事業工程計画

- 1. 耐震診断・補強案策定の工程計画・・・・・・・・・・ 15
- 2. 全体工程計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

－ 資 料 編 －

資料：修理方針・優先順位・エリア区分図
全体事業工程表(計画)



地理院地図 GSI Maps 国土地理院

第1章 計画の概要

1. 計画の策定

- (1) 策定年月日 令和8(2026)年9月1日
- (2) 計画案策定業務委託先 公益財団法人 文化財建造物保存技術協会

2. 文化財の名称等

(1) 重要文化財(建造物)の名称等

- ① 名称及び員数 高知城 15 棟(天守、懷徳館、納戸蔵、黒鉄門、西多聞、東多聞、詰門、廊下門、追手門、天守東南矢狭間塀、天守西北矢狭間塀、黒鉄門西北矢狭間塀、黒鉄門東南矢狭間塀、追手門西南矢狭間塀、追手門東北矢狭間塀)、附指定 棟札(天守、黒鉄門、追手門)3 枚
- ② 指定年月日 昭和9年1月30日(文部省告示第二十二号)
- ※昭和25年8月29日 文化財保護法第百十五条第一項の規定により重要文化財とみなす。(指定番号建第938号)
- ※昭和38年7月1日棟札を附に追加指定
(文化財保護委員会告示第三十八号)
- ③ 所在地 高知県高知市丸ノ内

(2) 重要文化財(建造物)の構造及び形式

- 天 守** 四重五階天守、本瓦葺
附・棟札 1 枚 安永八年三月二十六日～十月八日
- 懷徳館** 上段の間(床、棚、書院付)、二の間、三の間(茶所附属)、四の間、納戸、三疊二室、雪隠、入側、板間及び縁側より成る、一重、入母屋造、本瓦葺、溜の間(十三疊、七疊半、九疊及び四疊)及び玄関附属する
- 納戸蔵** 八疊三室、四疊及び縁側より成る、一重、入母屋造、本瓦葺
- 黒鉄門** 櫓門、入母屋造、本瓦葺
附・棟札 1 枚 天保十四年五月
- 西多聞** 一重櫓、本瓦葺
- 東多聞** 一重櫓、本瓦葺
- 詰 門** 櫓門、北面入母屋造、南面廊下門に接続、本瓦葺
- 廊下門** 櫓門、入母屋造、本瓦葺
- 追手門** 櫓門、入母屋造、本瓦葺
附・棟札 1 枚 享和元年十二月四日
- 天守東南矢狭間塀** 延長 61.2m、銃眼十五所、本瓦葺

天守西北矢狭間塀 延長 5.8m、本瓦葺
黒鉄門西北矢狭間塀 延長 23.0m、銃眼五所、本瓦葺
黒鉄門東南矢狭間塀 延長 14.6m、銃眼三所、本瓦葺
追手門西南矢狭間塀 延長 71.2m、銃眼十三所、本瓦葺
追手門東北矢狭間塀 延長 27.6m、銃眼五所、本瓦葺

(3)所有者の氏名及び住所

- ①所 有 者 高知県
②所有者の住所 高知県高知市丸ノ内一丁目 2 番 20 号

(4)史跡の名称等

- ①名 称 高知城跡
②指定年月日 昭和 34 年 6 月 18 日
平成 19 年 7 月 26 日追加指定 1 (西側内堀跡の一部)
平成 21 年 7 月 23 日追加指定 2 (北曲輪跡の一部)
平成 26 年 3 月 18 日追加指定 3 (平成 25 年度指定)
③指 定 地 域 [昭和 34 年 当初]
1 番の内実測 26,560 坪 42、1 番ノ 1、2 番の内実測 1,353 坪 51、3 番ノ 1 の内実測 164 坪 71、5 番ノ 1、6 番ノ 1、2 番・3 番ノ 1 及び 5 番ノ 1 の間に介在する無番地(旧道路敷)243 坪 375
面積 141,775 余平方メートル
[平成 19 年 追加]
高知市丸ノ内一丁目 27 番 3、面積 1,876.76 m²
[平成 21 年 追加]
高知市丸ノ内一丁目 37 番 1、面積 1,264.57 m²
[平成 26 年 追加]
高知市丸ノ内一丁目 24 番 2、面積 3,500.93 m²
④管 理 団 体 高知県

(5)その他

- ①都市計画法 市街化区域
②都市公園法 都市公園(都市公園名：高知公園)

3. 計画の要項

(1) 計画の目的

高知県では、「史跡高知城跡整備計画」（平成 16 年 3 月策定）により今後の方向性を示し、これに基づき史跡高知城跡の保存と活用整備を推進している。

不特定多数の人が訪れる史跡高知城跡においては、南海トラフ巨大地震の危険性が指摘されるなか、各建造物の正確な耐震性能を評価するために基礎診断を行い、これに基づいた耐震対策を行う必要がある。

また、耐震対策とともに適切な修理を実施して文化財建造物の健全性を確保することは、耐震対策の実施に伴う建造物への影響、工事に要する費用や期間を軽減するために有利であることから、保存修理を合わせて実施することが望ましい。

本計画は、耐震診断から保存修理（必要に応じて耐震補強を含む）を対象とし、優先順位やエリア区分を踏まえた全体工程を検討したうえで、最も合理的な基本計画を立案し、今後の円滑な事業運営を履行するために必要な内容を定めることを目的とする。

(2) 計画の対象

重要文化財（建造物）に指定されている 15 棟すべてを対象とする。

(3) 計画の内容

① 建造物調査

- ・ 過去の修理歴などの情報収集
- ・ 計画策定に必要な諸調査（破損調査・数量調査・写真撮影など）
- ・ 破損状況の全体把握、原因の考察

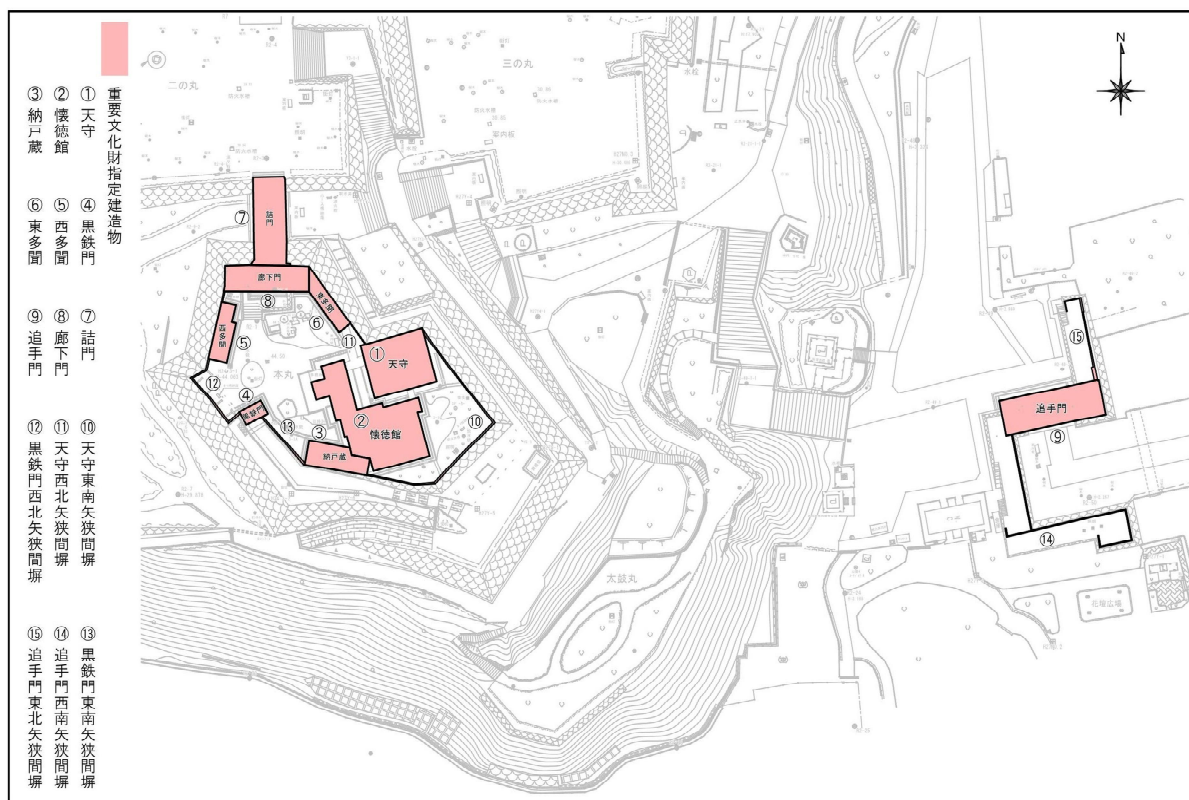
② 計画検討・立案・協議

- ・ 破損状況に応じた修理方針の検討
- ・ 破損状況に応じた耐震診断及び保存修理の優先順位の検討
- ・ 修理方針、優先順位を踏まえた耐震診断及び保存修理の事業工程の検討
- ・ 検討で抽出された課題の整理
- ・ 石垣修理計画との調整

第 2 章 修理方針

高知城の各建造物は、昭和の大修理以降に維持修理がなされてきたが、石垣の変形に伴うと考えられる破損を除いて経過年数（約 70 年）相応の破損が散見される。破損部分を放置することにより広範囲かつ木軸部へと破損が拡大した結果、根本的な修理が必要な状態とならないよう文化財的価値を維持する必要がある。

耐震診断及び診断結果を踏まえた耐震補強の実施と合わせて、屋根葺替と漆喰壁の塗直しを中心とした比較的規模の大きい修理を実施する時期にいたっていると判断される。



1. 各部の基本方針

屋 根：全面を葺き替える。(追手門東北矢狭間塀を除く)

土居葺も全面を葺き替え、土居葺のない矢狭間塀には追加して整備する。
葺土及び各瓦の留め方は、解体時に在来仕様の課題点を整理し、耐震診断の結果を踏まえて仕様(筋葺き・空葺き)を決定する。

古瓦は再用することを原則とするが、全数検査の結果により止むを得ず新規補足する場合は、形状・寸法は在来に倣って製作する。また、古瓦・昭和の大修理以降の補足瓦・新規補足瓦の屋根面への葺き分けは、各瓦の使用数量と自然環境面及び今後の維持管理面などを踏まえて計画する。

壁：外部は、軒廻りの塗籠部を含めて全面的に漆喰塗の上塗直しを行う。ただし、上塗を掻き落した後、中塗・荒壁・小舞・木摺の破損状況を確認し、その程度に応じた下地からの補修も合わせて行う。

内部は、漆喰塗の上塗直しを行う。

木 部：雨漏りにより腐朽した野地板や化粧裏板を補修する。

塗り籠められた軒廻り材や軸部材の腐朽部を補修する。

これら以外の腐朽部や破損部の補修を行い、矢狭間塀の控柱を取り替える。

野地板上面、床下木部の防腐防蟻処理を行う。

その他：土間モルタル塗り及び軒下たたきをやり直す。

建具は破損程度に応じて補修し、建付調整を行う。

各金物は破損程度に応じて補修し、欠失部は在来に倣い補足する。

仕上げ塗装が施されていない鉄製金物は錆転換剤を塗布する。

経年劣化した塗装(漆塗・墨柿渋塗)は破損程度に応じた仕様で塗り直す。

貼付壁を張り直し、畳は表替えを行う。

床下及び周辺地盤の土壌防蟻処理を行う。

修理銘札を製作し、取り付ける。

2. 各建造物の修理方針

各部の基本方針に基づき、現在の破損状況などを踏まえた各建造物の修理方針を以下のように定める。

【天 守】屋根葺替・部分修理

【懷徳館】屋根葺替・部分修理

【納戸蔵】解体または半解体・揚屋

※石垣の修理を伴うことが想定されるため、半解体以上となる。石垣面と反対側の本屋の北側通り及び下屋は軸部を存置して修理することは可能と思われる。

【黒鉄門】解体または半解体・揚屋(曳家)

※石垣の修理を伴うことが想定されるため、半解体以上となる。二階軸部は現在のところ目立った破損が見られないため解体は避けたいが、一階軸部の足元が緩んだ状態となっていることから揚屋での対処は難しいと思われる。棧梁より上方を揚屋のうえ曳家する施工法も考えられるが、本丸内のスペースが限られることから仮設計画策定と合わせて今後、再検討を要する。

【西多聞】屋根葺替・部分修理

【東多聞】屋根葺替・部分修理

【詰 門】屋根葺替・部分修理

【廊下門】屋根葺替・部分修理

【追手門】屋根葺替・部分修理

【天守東南・西北矢狭間塀、黒鉄門西北・東南矢狭間塀】解体

※追手門東北矢狭間塀の平成の解体修理時の破損状況を踏まえると軸部まで腐朽が生じている可能性が高い。また、本丸内の建造物を修理するうえで素屋根設置や搬入口を設けるうえでも解体する必要がある。

【追手門西南矢狭間塀】解体

※破損が著しいため、解体となる。また、石垣の修理を伴うことが想定される。

【追手門東北矢狭間塀】部分修理(小規模)

なお、耐震診断から保存修理に着手するまでには期間があり、今後破損状況が変化する可能性があるため、保存修理の各工事内容については保存修理事業に着手する前に実施する基本設計時に詳細な調査を実施して定めることとする。

3. 修理の優先順位とエリア区分

破損状況を踏まえた修理の緊急度による優先順位、各建造物の城内配置によるエリア区分を設定する。また、優先順位とエリア区分に基づき耐震診断及び補強案策定に要する期間を踏まえた各エリアの着手順位を設定する。

なお、黒鉄門と納戸蔵は、定点観測の結果により石垣の変形に伴う建造物の傾斜・沈下が著しく進むような傾向が確認される場合には、優先順位の見直しを行う必要がある。

(1) 修理の優先順位

【矢狭間塀以外】

①黒鉄門

※傾斜・沈下が最も著しいため、最上位

②納戸蔵

※石垣に建つ南側通りの沈下が著しいため、上位

③追手門

※本丸は夜間閉館だが、追手門は常時通行可のため、④以降より上位

④天守

※本丸の最主要建造物のため、⑤以降より上位

⑤懷徳館

※天守に次ぐ主要建造物のため、⑥以降より上位

⑥西多聞

※警備員詰所として使用、防災設備等の管理も行っているため、⑦より上位

⑦東多聞・廊下門・詰門

※破損程度は軽微であり大きな差はなく、3棟は接続しているため、一連とする

【矢狭間塀】

①追手門西南矢狭間塀

※傾斜・破損が最も著しいため、最上位

②黒鉄門東南矢狭間塀

※本丸の矢狭間塀のなかで破損が最も著しいため、③以降より上位

③黒鉄門西北矢狭間塀

※②の次に破損が生じているため、④以降より上位

④天守東南矢狭間塀

※破損状況から⑤より上位

⑤天守西北矢狭間塀

※規模が小さいため、本丸内で下位

⑥西多聞～廊下門 矢狭間塀(指定外)

※指定外のため、本丸内で最下位

⑦追手門東北矢狭間塀

※平成の解体修理を実施しているため、矢狭間塀で最下位

(2) 石垣予備診断の判定結果との比較

重要文化財(建造物)と直接的に関連する石垣のうち、これまでに予備診断の判定結果が得られている石垣面について、修理の優先順位との関係を確認した。

予備診断にて判定ウ以上の石垣面は、以下のとおり。

判定力：H-02(納戸蔵と天守東南矢狭間塀の一部が建つ石垣)

0-03(追手門西南矢狭間塀 北塀の背面側石垣)

判定オ：H-03(天守東南矢狭間塀の一部が建つ石垣)

0-01(追手門西南矢狭間塀 南塀が建つ石垣)

0-02(追手門西南矢狭間塀 南塀 矩折部が建つ石垣)

判定エ：H-01(黒鉄門東南矢狭間塀が建つ石垣)

判定ウ：R125(黒鉄門西北矢狭間塀の一部が建つ石垣、黒鉄門の近傍)

R126-127(納戸蔵・天守東南矢狭間塀の前面通路下の石垣)

※H：本丸石垣、0：追手門石垣、R：その他石垣、数字：通し番号

納戸蔵下の石垣面H-02は判定力であり、納戸蔵の破損状況や修理の優先順位②と整合する。なお、黒鉄門の著しい変形に関連する石垣面 R132 については予備診断が未実施であるものの、黒鉄門近傍は蛇籠による応急処置が講じられていることから判定力になると想定され、修理の優先順位①と整合すると思われる。

<予備診断の判定>

耐震 緊急性		基礎点	変状点	対策
 中 高	ア	○	○	(OK)
	イ	×	○	変位観察
	ウ	○	×(変状あり)	変位観察
	エ	×	×(変状あり)	変位観察
	オ	○	×(変状顕著)	動態観測(モニタリング)
	カ	×	×(変状顕著)	動態観測(モニタリング)・対策推奨

出典：文化財石垣 耐震診断指針（案）、文化庁

矢狭間塀については、追手門西南矢狭間塀の破損状況や修理の優先順位①と整合する。一方、本丸においては黒鉄門に接続する各矢狭間塀よりも天守東南矢狭間塀の一部が建つ H-02・H-03 の判定が良くないため、破損や傾斜状況による修理の優先順位と石垣の予備診断の判定結果とは若干異なっている。

(3)エリア区分と着手順位

追手門エリアと本丸エリアに大別し、さらに本丸エリアは全面閉鎖を避けるため、南北2つのエリアに分け、着手順位を設定する。

第1期：追手門エリア 第2期：本丸南エリア 第3期：本丸北エリア

着手順位は、以下の理由により設定した。

- 各建造物の破損状況及び石垣の変形状況により、追手門西南矢狭間堀から保存修理に着手することが望ましい。
- 本丸は棟数が多いため、耐震診断及び補強案策定に期間を要する。この期間に追手門エリアの保存修理を並行して実施することが合理的と判断される。

第3章 耐震診断方針

1. 耐震診断の方針

「重要文化財(建造物)耐震診断指針」(平成11年4月8日文化財保護部長裁定、平成24年6月21日改正)及び「重要文化財(建造物)耐震基礎診断実施要領」(平成13年4月10日文化財保護部建造物課長裁定、平成24年6月21日改正)に準拠して実施する。

(1)診断対象の建造物

重要文化財(建造物)に指定されている全15棟とする。なお、追手門東北矢狭間堀は、石垣上面は立入禁止、東面は堀となっており、石垣直下に人が近付くことができないため、地震などにより建造物が倒壊しても人的被害が発生するリスクは極めて小さいと考えられる。ただし、北側石垣の直下は人の通行が可能な状態であるため、本基本計画においては対象に含める。この部分を立入禁止とすることにより診断対象外とすることは可能であるため、事業着手前までに検討のうえ対処方針を定めることと合わせて診断対象とするか否か判断する。

(2)解析方法

天 守：時刻歴応答解析

天守以外：等価線形化法に基づく解析方法(限界耐力計算法)

(3)建造物と石垣の診断

建造物直下の石垣の診断結果は、建造物の耐震補強の内容に大きく影響するため、建造物と同時並行で石垣の基礎診断を進める。

建造物と石垣の基礎診断作業は個別に実施し、それぞれの診断結果及び対策について協議を行うこととする。その後、石垣の診断結果及び対応策を考慮し、必要に応じて建造物の耐震補強案を検討する。

2. 現地調査計画

(1) 構造目視調査

建造物の構造部材についての調査を行う。柱や小屋梁等の軸組部材や壁の構造的な性能に関わる破損について目視による調査を実施する。

(2) 構造検討用実測調査

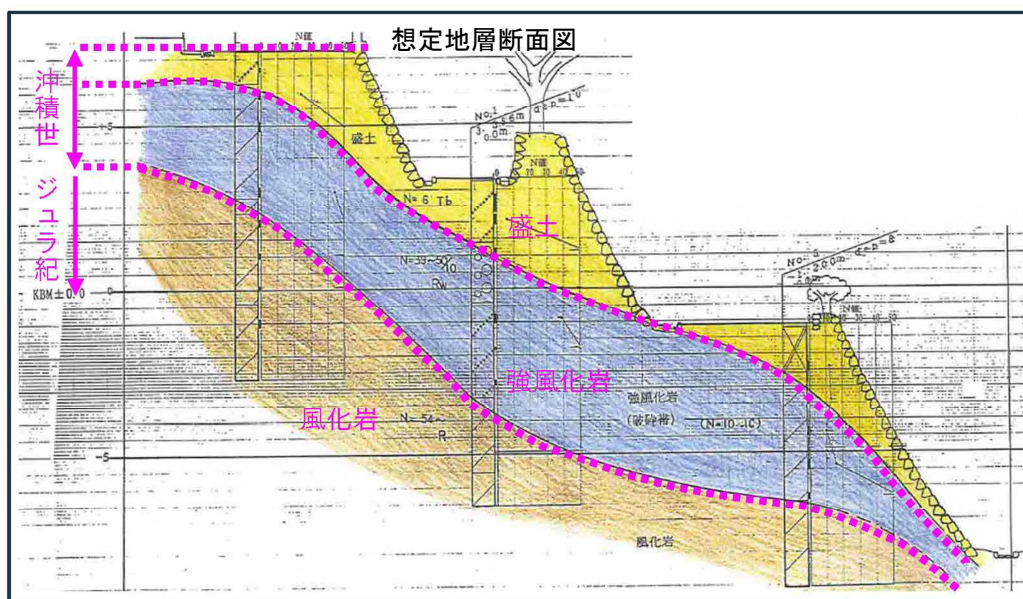
構造検討に必要な図面を作成するために実測を行う。過去の修理時に作成された図面を参考に解体を伴わない範囲で、構造図を作成するのに必要な実測を行う。

3. 地盤調査計画

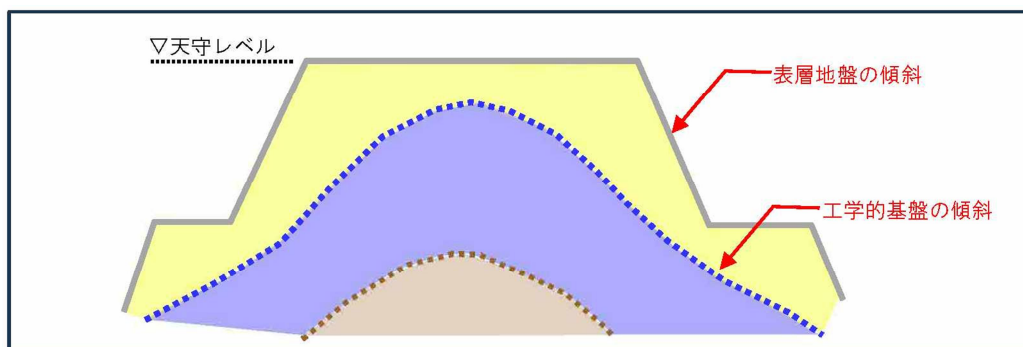
(1) 高知城周辺の地盤

既存の地盤調査により得られた想定地層断面図を下に示す。

地質層序は、上位から盛土、礫混じり土、強風化岩、風化岩となっており、強風化岩までが沖積世、風化岩がジュラ紀となっている。



想定地層断面図



表層地盤・工学的基盤の傾斜(概略図)

(2)地震動の増幅特性の評価方法に関する想定

地盤調査計画を策定するにあたり、表層地盤及び工学的基盤の傾斜の評価方法について既存の地盤調査結果を踏まえた想定と考察を行った。

高知城における工学的基盤はジュラ紀の地層(風化岩)で比較的浅い深度に存在すると想定される。表層地盤の層厚は薄く、かつ工学的基盤は硬いため、地盤は短周期であるのに対して、上部構造物は地盤に比べてかなり周期が長い。

地盤と上部構造物の振動特性は大きく異なる可能性が高いため、表層地盤及び工学的基盤の傾斜による地震動の増幅はあまり大きくないと考えられる。

(3)上記想定に基づく増幅特性の評価計画

本丸上における地盤調査結果を用いて評価を行う。

耐震診断時に常時微動測定等で地盤と上部構造物の振動特性を計測し、前述の想定通りか再確認を行う。

振動特性が大きく異なる場合は、表層地盤及び工学的基盤の傾斜による地震動の増幅は大きくないと判断し、本丸上の地盤調査結果のみから地震動を評価する。

これにより、地盤調査は本丸上を中心に限定し、天守の常時微動測定を実施することとする。

なお、振動特性を比較した結果、周期が近く表層地盤及び工学的基盤の傾斜による地震動の増幅が大きいと判断され、より詳細な地盤のモデル化が必要となった場合は、本丸周辺において実施する追加の地盤調査内容について協議し対応することとする。

(4)地盤調査の方針

重要文化財(建造物)が立地する地盤特性を確認するため、地盤調査を行う。

天守については時刻歴応答解析により耐震診断及び耐震補強設計を行うため、当該地盤での入力地震動の作成のために必要な資料を得ることを目的とした調査も行う。

上記の方針に基づき、既存の地盤調査結果では不足する部分の調査を行う。

新たな調査において確認する項目を下記に示す。

- ・盛土厚さの確認(調査地点を増やし、情報の精度を向上させる)
- ・工学的基盤の傾斜の確認
- ・模擬地震動波形作成のための情報取得(天守の時刻歴応答解析用)

(5)調査箇所数と項目

調査箇所数は、ボーリング調査4箇所、スクリーウエイト貫入試験8箇所を予定する。なお、地下水位の変動観測に利用できるようボーリング調査孔は閉塞しないことを検討する。スクリーウエイト貫入試験のうち1箇所は天守内部で実施する計画とするが、具体的な位置については、展示物の設置状況・床板の取外し可能箇所・床組などの床下状況を確認し、検討のうえ決定する。

第4章 事業工程計画

破損状況に基づく修理方針及び耐震診断方針を踏まえた耐震診断から保存修理に関する事業工程について、計画内容を以下に示す。

なお、現時点において建造物の耐震診断結果、これに基づく補強案策定内容、基礎診断対象の石垣面、石垣の基礎診断結果などが未確定である。今後、これらの内容次第で工事内容は変わり、また石垣の修理に要する期間により建造物の保存修理工事の期間も見直しが必要となる。

1. 耐震診断・補強案策定の工程計画

耐震診断事業で実施する耐震診断・補強案策定などに関する計画内容を以下に示す。
なお、この工程は石垣に関する検討は含めず、建造物の耐震検討に要する期間として計画している。また、耐震補強の実施設計も含めない。

(1) 事業期間

令和9～14年度：令和9(2027)年6月～令和15(2033)年3月(70ヶ月)

対象は全15棟で、並行して実施できる各作業項目の期間を検討した結果、6ヶ年度を要すると判断された。

(2) 工程表の構成

事業に関する項目を以下のように整理した。

[地盤調査]

史跡地内で実施するため、着手前に現状変更手続きを行う。

[天守 常時微動測定]

本丸の地盤調査前に実施する。

[模擬地震動波形作成]

天守の耐震診断前に作成する。

[耐震診断・補強案策定]

構造図作成(現地調査を含む)→耐震診断へと進む。

診断の結果、目標とする性能を満たさない場合には、補強案策定へと進む。

[まとめ]

各年度に中間報告書、最終年度に報告書を作成する。

(3) 計画の内容

① 耐震診断・補強案策定の順番

第2章修理方針において、エリア区分と着手順位として策定した第1～3期に基づき、以下の4つのグループとする。

グループ1：第1期 追手門エリア(追手門、追手門西南・東北矢狭間塀)

グループ2：第2期 本丸南エリア(天守、懷徳館、納戸蔵、黒鉄門)

グループ 3：第 3 期 本丸北エリア(西多聞、東多聞、詰門、廊下門)

グループ 4：第 2・3 期 本丸の各矢狭間塀

追手門西南矢狭間塀の破損が著しいこと、本丸周辺は棟数が多く、耐震診断・補強案策定に期間を要することから、第 1 期より順に実施し、本丸の各矢狭間塀は最後とする。

②地盤調査と天守の常時微動測定

①に基づき、地盤調査は追手門周辺から着手し、次いで本丸周辺を行う。追手門周辺の地盤調査が完了するまでに天守の常時微動測定を並行して実施する。これにより、本丸周辺の地盤調査に着手するまでに、地盤と上部構造物の振動特性を比較するための準備を終える。

③模擬地震動波形作成

本丸周辺の地盤調査結果を受け、観測地震波の取扱いについて検討し、波形作成作業に入る。天守の構造図作成が終わり次第、耐震診断に入るため、構造図作成と並行して実施する。

④耐震診断・補強案策定

接続している建造物(懷徳館・納戸蔵、東多聞・廊下門・詰門)は一連で行う。工程上は、構造図作成がすべて完了次第、耐震診断に入るよう計画しているが、実施においては構造図作成が完了した建造物から順次、耐震診断を始めていく。

以下に全体の流れを示す。

[グループ 1] 追手門→追手門西南矢狭間塀→追手門東北矢狭間塀

追手門の構造図作成完了後の耐震診断中に、西南・東北矢狭間塀の構造図作成に入り、天守の構造図作成も着手する。

追手門の補強案策定中に、西南・東北矢狭間塀の耐震診断を行う。

この作業が完了次第、天守の耐震診断に着手し、西南・東北矢狭間塀の補強案策定は天守の耐震診断及び懷徳館の構造図作成と並行して進める。

[グループ 2] 天守→懷徳館・納戸蔵→黒鉄門

天守は時刻歴応答解析による耐震診断・補強案策定を行うため、模擬地震動波形作成を含めて期間を要することから、本丸は天守から始めることとし、グループ 1 の各作業と並行して天守の構造図作成を行い、天守の耐震診断中に懷徳館・納戸蔵の構造図作成を行う。

また、以下も同期間実施し、天守の補強案策定後に懷徳館・納戸蔵の耐震診断に着手、懷徳館・納戸蔵の補強案策定後に黒鉄門の耐震診断に着手する。

天守補強案策定と納戸蔵構造図作成

懷徳館・納戸蔵 補強案策定と黒鉄門構造図作成

【グループ3】西多聞→東多聞・詰門・廊下門

以下を同時期に実施し、黒鉄門の補強案策定後に西多聞の耐震診断に着手、西多聞の補強案策定後に東多聞・詰門・廊下門の耐震診断に着手する。

黒鉄門耐震診断と西多聞構造図作成

黒鉄門補強案策定と東多聞構造図作成

西多聞耐震診断と詰門 構造図作成

西多聞補強案策定と廊下門構造図作成

【グループ4】天守東南・西北矢狭間塀→黒鉄門西北・東南矢狭間塀

以下を同時期に実施し、東多聞・詰門・廊下門に引き続いて、本丸各矢狭間塀の耐震診断と補強案策定に着手する。

東多聞・詰門・廊下門 耐震診断と本丸各矢狭間塀構造図作成

東多聞・詰門・廊下門 補強案策定と本丸各矢狭間塀耐震診断

2. 全体工程計画

耐震診断事業に引き続いて実施することが予定される保存修理事業に加えて、石垣や保存活用計画策定など他事業等との工程計画上の関連性を把握し、これらを踏まえて策定した耐震診断事業に着手する前年度の令和8(2026)年度から令和28(2046)年度までの21ヶ年度の計画内容を以下に示す。

(1) 工程表の構成

【追手門エリア】と【本丸エリア】に大別し、関連項目を以下のように整理した。

[石垣関連]

- ・カルテと予備診断は、重文建造物(建造物)直下で未実施の石垣面を掲載
- ・基礎診断は、予備診断結果により基礎診断が必要と想定される石垣面を掲載
- ・石垣修理(基本設計・実施設計・工事)は、基礎診断結果により修理が想定される石垣面を掲載

[基本設計]

保存修理事業に着手するにあたり、補助金交付申請書に添付する基本設計書等の資料作成の補助を行うもので、事業着手の前年度までに実施することが必要となることから、想定期間を掲載した。

[保存修理事業]

実施設計及び工事の想定期間を掲載

[保存活用計画策定]

保存修理事業に着手するまでに策定することが望ましいため、想定期間を掲載

(2) 計画の内容

① 石垣関連

カルテと予備診断は、耐震診断事業に着手する前年度の令和 8 年度(2026)に実施する。1 月に次年度事業の文化庁ヒアリングがあるため、12 月末の完了とする。

対象となる石垣面は追手門エリア 721.53 m²、本丸エリア 1,121.98 m²、計 1,843.51 m²で、4～9 月をカルテ、10～12 月を予備診断の期間として計画する。

なお、カルテ作成時の測量などは委託予定であるため、どの石垣面から実施するかは受託業者との協議により決定する。

基礎診断は、現時点において対象石垣面は定まっていないが、資料編全体事業工程表のとおり完了目安の時期を「◆矢印」で示す。この時期は関連する建造物の耐震診断完了・補強案策定着手時として計画する。

追手門	令和 10(2028)年 5 月末
追手門に接続する矢狭間塀	令和 10(2028)年 9 月末
天守	令和 11(2029)年 7 月末
懷徳館・納戸蔵	令和 12(2030)年 4 月末
黒鉄門	令和 12(2030)年 12 月末
西多聞	令和 13(2031)年 8 月末
東多聞・詰門・廊下門	令和 14(2032)年 5 月末
本丸の各矢狭間塀	令和 14(2032)年 10 月末

修理の基本設計と実施設計は、工事着手の時期を踏まえて計画する。

追手門エリア

基本設計	令和 11(2029)年度
実施設計	令和 12(2030)年度
工 事	令和 13～14(2031～2032)年度

本丸エリア

基本設計	令和 17(2035)年度
納戸蔵下実施設計	令和 18(2036)年度
納戸蔵下工事	令和 19～20(2037～2038)年度
黒鉄門下実施設計	令和 20(2038)年度
黒鉄門下工事	令和 21～22(2039～2040)年度

上記は目安であり、今後、新たに設置する史跡高知城跡・重要文化財高知城保存活用検討会議の石垣部会にて修理内容とともに必要な期間を協議して定める。

② 基本設計

現段階では耐震診断結果・補強案が不確定である。これらに基づいた補強工事を

含めた設計を行うことになるが、内容が確定していないことを考慮して複数年度で実施することを計画する。着手時期は、設計対象建造物の耐震診断結果が得られる年度とし、6月に業務委託契約、7月から作業に着手し、診断結果が得られる前から設計を進めていく。

〔第1期〕令和10～11(2028～2029)年度

委託期間：令和10(2028)年6月～令和12(2030)年3月《22ヶ月》

設計対象：追手門、追手門西南矢狭間堀、追手門東北矢狭間堀

〔第2・3期〕令和12～15(2030～2033)年度

委託期間：令和12(2030)年6月～令和16(2034)年3月《46ヶ月》

設計対象：天守、懷徳館、納戸蔵、黒鉄門、西多聞、東多聞、詰門、廊下門
天守東南・西北矢狭間堀、黒鉄門西北・東南矢狭間堀

なお、本丸エリアは、天守の耐震診断完了は令和11(2029)年7月末の計画だが、追手門エリアの基本設計中であり、第2期工事としている懷徳館・納戸蔵の耐震診断完了は令和12(2030)年4月末、黒鉄門の耐震診断完了は同年12月末の計画としていることを踏まえ、令和12(2030)年6月に着手する計画とする。

第2・3期の基本設計期間は、追手門エリアの保存修理事業期間と一致し、並行して実施することにより、追手門エリアの保存修理事業完了に引き続いて令和16年度(2034)から本丸エリアの保存修理事業に着手する計画とする。

③保存修理事業

いずれも6月(第2次交付決定)に着手することとし、第1～3期の事業期間と工事期間を計画する。

なお、修理工事報告書は、「国宝・重要文化財建造物保存修理補助事業実務の手引き」(平成30年6月、文化庁文化財部参事官(建造物担当)編)に示された要件に該当することから、刊行を求められることが想定される。

このため、工事期間とこれに修理工事報告書の印刷製本期間を加えた事業期間をそれぞれ計画する。

a. 根本修理事業

b. 過去に根本修理を実施しているが修理工事報告書が刊行されておらず、かつ保存図が作成されている事業(追手門、追手門西南矢狭間堀)

c. 現状変更を実施した事業

d. 上記以外で修理対象、工事の内容等の理由により特に刊行が必要と認められる事業

e. 事前に耐震診断事業を実施し、事業の中で耐震対策を実施した保存修理事業、耐震対策工事事業(全15棟)

※耐震診断の結果、耐震対策が必要ないと判断された建造物は、修理工事報告書の刊行対象から除外される可能性がある。ただし、事業着手前に文化庁へ事前確認する必要がある。

[第1期] 令和12～15(2030～2033)年度

事業期間：令和12(2030)年6月～令和16(2034)年3月(46ヶ月)

工事期間：令和12(2030)年6月～令和15(2033)年12月(43ヶ月)

工事対象：追手門、追手門西南矢狭間塀、追手門東北矢狭間塀

概略工程：①実施設計

②追手門西南矢狭間塀解体・格納

③追手門修理(西南矢狭間塀石垣修理期間)

④追手門西南矢狭間塀組立・復旧

⑤追手門東北矢狭間塀修理

[第2期] 令和16～24(2034～2042)年度

事業期間：令和16(2034)年6月～令和25(2043)年3月(106ヶ月)

工事期間：令和16(2034)年6月～令和24(2042)年12月(103ヶ月)

工事対象：天守、懷徳館、納戸蔵、黒鉄門、天守東南・西北矢狭間塀、
黒鉄門東南矢狭間塀、天守西北矢狭間塀、
黒鉄門西北矢狭間塀(解体・格納)

概略工程：①実施設計

②黒鉄門西北・東南矢狭間塀解体・格納

③黒鉄門解体・格納

④納戸蔵解体・格納

⑤天守東南・西北矢狭間塀解体・格納

⑥天守修理(納戸蔵石垣修理期間)

⑦懷徳館修理

⑧納戸蔵組立・復旧(黒鉄門石垣修理期間)

⑨黒鉄門組立・復旧

⑩天守東南矢狭間塀組立・復旧

⑪黒鉄門東南矢狭間塀組立・復旧

[第3期] 令和24～28(2042～2046)年度

事業期間：令和24(2042)年6月～令和29(2047)年3月(58ヶ月)

工事期間：令和24(2042)年6月～令和28(2046)年12月(55ヶ月)

工事対象：西多聞、東多聞、詰門、廊下門、天守西北矢狭間塀、
黒鉄門西北矢狭間塀(組立・復旧)

概略工程：①実施設計

②西多聞修理

③東多聞・詰門・廊下門修理

④黒鉄門西北矢狹間塀組立・復旧

⑤天守西北矢狹間塀組立・復旧

なお、令和 24(2042)年度に第 2 期と第 3 期は重複しているが、第 2 期の工事完了後、引き続いて令和 25(2043)年度に第 3 期の工事に着手できるよう、前年度に実施設計を行うこととして計画している。

④保存活用計画

令和 12(2030)年度に追手門エリア(第 1 期)の工事、本丸エリア(第 2・3 期)の基本設計に着手する計画としている。

追手門エリアについては保存修理工事の設計内容と保存活用計画との関連性は低いものの、本丸エリアは関連性が高い。

計画策定により保存修理事業の対象工事と他事業による整備工事(天守・懷徳館・渡廊下の更新、懷徳館協案内所の更新、各建造物内 展示物の更新、各建造物内活用上の設備更新・増設など)を整理し、保存修理事業の補助対象範囲内で適切な設計内容とする必要がある。

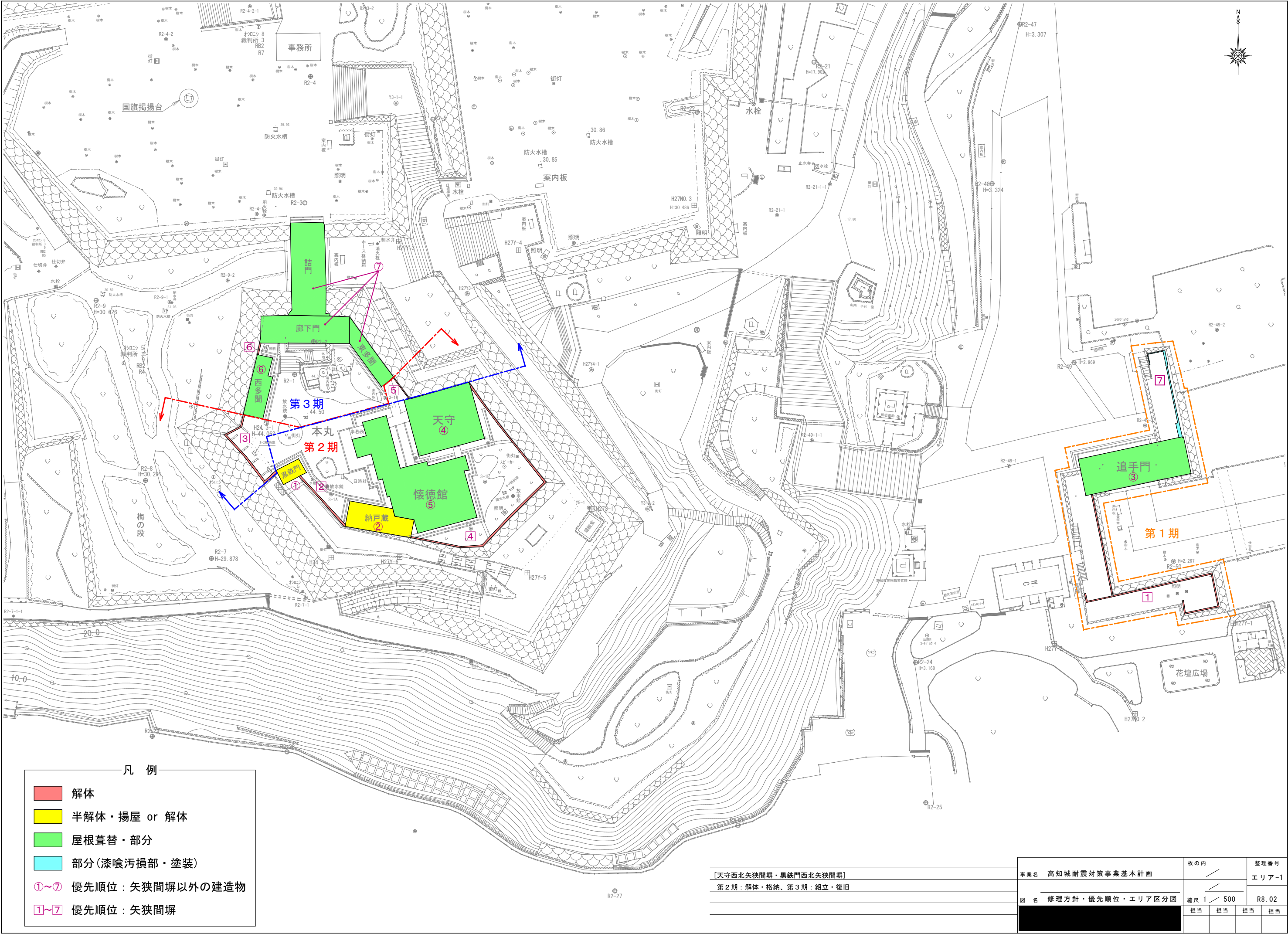
このため、遅くとも令和 11(2029)年度末までに策定することが望ましい。準備及び策定期間は以下のように計画する。

準備期間：令和 8(2026)年度

策定期間：令和 9～11(2027～2029)年度

また、史跡の保存管理計画についても並行して策定を進める計画とする。

なお、他事業による整備工事等を行う場合は、保存修理工事と並行して実施することになるため、基本設計・実施設計・工事のそれぞれの期間については、保存修理工事の工程との調整に留意する必要がある。



凡 例

- 解体
- 半解体・揚屋 or 解体
- 屋根葺替・部分
- 部分(漆喰汚損部・塗装)

- ①～⑦ 優先順位：矢狹間堀以外の建造物
- ①～⑦ 優先順位：矢狹間堀

[天守西北矢狹間堀・黒鉄門西北矢狹間堀]
第2期：解体・格納、第3期：組立・復旧

事業名 高知城耐震対策事業基本計画	枚の内		整理番号
	／		エリア-1
図名 修理方針・優先順位・エリア区分図	縮尺 1／500		R8.02
	担当	担当	担当

【全体工程表(計画)】

[illegible]

※保存修理工事の期間は、石垣修理の方針・内容および耐震診断結果に基づく補強内容により変更が生じるため、基本設計時に見直す。